

## 【募集】「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について

本給付金について、文部科学省より通知がありましたので、ご案内します。

詳細については、「[申請の手引](#)」をご確認いただき、申請を希望される方は、学生課又は保健看護学部事務室まで申請書類を提出してください。

### ○事業の概要

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する事業となっています。

### ○支給される金額

住民税非課税世帯の学生は 20 万円、それ以外の世帯の学生は 10 万円です。

### ○支給対象者

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学において判断します。

### ○支給完了までの流れ

学生から大学に申込・書類提出

↓

大学で審査

↓

大学から日本学生支援機構に推薦（※）

↓

日本学生支援機構から学生に支給（振込）

※各大学に設けられている推薦枠の範囲内で推薦します。

### ○申請書類

1. [学生支援緊急給付金申請書【様式1】](#)
2. [誓約書【様式2】](#)
3. 支給要件を満たすことを証明する書類（コピー可）  
（「申請の手引き」P7 に掲載されています。）

（注1）住民税非課税世帯の方であって、修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金）支援区分Ⅰで受給中でない場合、「住民税非課税証明書」を提出してください。

(注2) 証明書類が一部間に合わない場合は、事後提出でも差し支えありません。

(注3) やむを得ない事情により証明書類の提出が困難な場合については、添付を省略して申請することも可能です。ただし、必要に応じてヒアリングさせていただくとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、給付金を返還していただくことがあります。

○申請方法

申請書類を学生課又は保健看護学部事務室へ郵送またはメール（証明書類は画像ファイル可）で提出してください。

医学部

【郵送先】 〒641-8509 和歌山県和歌山市紀三井寺 811-1

和歌山県立医科大学 学生課 奨学金担当者 あて

※郵送の際は、簡易書留、レターパック等、**配達記録が残る方法**で郵送してください。

【メール送付先】 ogawa712#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）

※送信の際は、必ず学内メールアドレス（d学籍番号@wakayama-med.ac.jp）を使用し、件名に用件を記載してください。

保健看護学部

【郵送先】 〒641-0011 和歌山県和歌山市三葛 580

和歌山県立医科大学 保健看護学部事務室 奨学金担当者 あて

※郵送の際は、簡易書留、レターパック等、**配達記録が残る方法**で郵送してください。

【メール送信先】 rima#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）

※送信の際は、必ず学内メールアドレス（n学籍番号@wakayama-med.ac.jp）を使用し、件名に用件を記載してください。

○申請期限

6月10日（水）（必着）